

中国語スピーチコンテスト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、友好省である中国・山西省との友好親善を深め、県民主体の国際交流を促進することで国際理解と国際感覚の向上を図ることを目的として、県内に拠点を置くNPO法人が実施する中国語スピーチコンテストの開催経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 県内に拠点を置くNPO法人が実施する中国語スピーチコンテスト事業であって、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表のとおりとする。

(補助額)

第3条 補助対象経費の範囲内において知事が定める額を交付する。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度定めるものとする。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画の変更)

第7条 補助団体は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第4号の計画変更承認通知書により補助団体に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助団体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第9条 補助団体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに書面による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助団体は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、知事が別に定める日までに書面による報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第 11 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の年度内とする。

3 規則第 13 条の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業に係る支出についての領収書等証拠書類の写し

(2) その他帳簿の写し等事業費執行が確認できる書類

(額の確定)

第 12 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第 7 号に定める額の確定通知書により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助団体は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 8 号の請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の請求書については、概算払にあっては第 6 条の交付決定通知書を、精算払にあっては前条の額の確定通知書を受理した後、請求するものとする。

(書類の整備等)

第 14 条 補助団体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第 16 条 補助団体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

付則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助対象経費
報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が 1 から 4 までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 補助事業を実施するに当たり、法人等が、1 から 4 までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（5 に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第 1 号（第 4 条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地
団体名・代表者氏名

中国語スピーチコンテスト事業補助金の交付について、補助金の交付手続等に関する規則第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び実施内容
- 2 交付申請額 金 円
- 3 補助金の交付方法 精算払い 概算払い
- 4 補助事業に関する事業計画書
- 5 収支予算書
- 6 補助事業完了予定年月日（実績報告書の提出予定日）
令和 年 月 日

様式第 2 号（第 6 条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助金交付決定通知書

国際 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった中国語スピーチコンテスト事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第 7 条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 その他 実績報告書は令和 年 月 日までに提出のこと

様式第 3 号（第 7 条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助金計画変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地

団体名・代表者氏名

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決定の通知を受けた補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、中国語スピーチコンテスト事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、変更承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

様式第4号（第7条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助金計画変更承認通知書

国際 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった中国語スピーチコンテスト事業補助金計画変更承認申請について、審査の結果、下記のとおり承認しますので通知します。

記

1. 変更の内容

2. その他条件

- ・ 変更後の内容に基づき、実績報告書を提出すること
- ・ 変更に伴う追加書類の提出が必要な場合は、別途指示に従うこと

様式第 5 号（第 8 条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地

団体名・代表者氏名

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決定の通知を受けた補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、中国語スピーチコンテスト事業補助金交付要綱第 8 条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2 中止期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地

団体名・代表者氏名

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が完了しましたので、中国語スピーチコンテスト事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（実績報告書の提出日）

3 補助事業の実施内容及びその成果

4 収支決算書

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

中国語スピーチコンテスト事業補助金交付額確定通知書

国際 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった中国語スピーチコンテスト事業補助金実績報告について、審査の結果、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号 (第13条関係)

中国語スピーチコンテスト事業補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地

団体名・代表者氏名

令和 年 月 日付け国際第 号をもって（交付決定通知・交付額確定通知）を受けた補助金について、中国語スピーチコンテスト事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求額 金 円

2. 振込先

金融機関名	支店名	種目	口座番号 (右づめで記入)
		1. 普通	⋮
		2. 当座	⋮
(フリガナ)			
口座名義			